

## 子ども・子育て支援新制度の動向について

## 【保育の必要性の認定について】

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。

① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

事由の1つに就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

② 「区分」：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）

③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

## 【短時間認定（「短時間」）の区分】

1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

※現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、全国的に判定基準上、「1日当たり〇時間、月〇日以上」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定しており、当市は月80時間に設定している。

## 【保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方について】

■保育短時間の認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。

■保育短時間の認定に当たっては、パートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。

■その際には、多様な就労形態に対する観点や、各市町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具体的には、フルタイム就労は、

- ・1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること。
- ・1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること。

を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。

■その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

## 【放課後児童クラブ（学童保育室）の基準について】

国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定する。

### （１）従事する者

放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）」の資格を基本とする。

#### 「児童の遊びを指導する者」の基準

##### 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

※基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を実施する。

### （２）員数

職員は2人以上配置することを原則とし、うち1人以上は有資格者とする。

### （３）児童の集団の規模

児童の集団の規模はおおむね40人までとする。

### （４）施設・設備

#### ① 専用室・専用スペース

児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。

#### ② その他

静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする。

### （５）開所日数

年間250日以上を原則とする。

### （６）開所時間

平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。